



年末調整の時期になりました。申告漏れや誤りが発生すると、税金の還付が受けられなかったり、将来追徴等が発生したりする可能性がありますので、正確な申告をお願いします。

年末調整の時期です(お願い)

今年も年末調整の時期になりました。書類提出の際、次の添付書類が必要になりますので、**提出時期(10月下旬)まで大切に保管**をお願いします。

- ① 保険会社発行の保険料控除証明書
- ② 国民年金払込証明書(家族の分を代わりに支払っている場合を含む)
- ③ 国民健康保険領収書の写し(同上)
- ④ 令和6年分住宅借入金等特別控除申告書(税務署から自宅へ送付されています)
- ⑤ 金融機関発行の年末残高等証明書(④に添付するもの)
- ⑥ 源泉徴収票(埼玉県以外からの所得がある場合)

裏面も
ご覧ください。

児童手当支給と改正内容について

今月は6～9月までの児童手当支給月です。該当の方は給与明細でご確認ください。

また、10月から児童手当の制度に改正がありました。**以下をご確認いただき、**

新しく対象となる子がいるなどの場合は、事務職員にお知らせください。



	令和6年9月まで	令和6年10月以降
所得制限	あり	なし
支給額	3歳未満、3歳～小学生(第3子以降): 1万5千円 3歳～小学生、中学生: 1万円	3歳未満: 1万5千円 3歳～高校生年代: 1万円 高校生年代までの子(第3子以降 [※]): 3万円
支給期月	毎年2月・6月・10月	毎年偶数月

※第〇子のカウントには22歳年度末までの子も含むことができます(要件あり)

保険料の標準報酬の定時決定が行われています

毎年9月に共済組合の保険料などの額の見直し(定時決定)が行われています。
定時決定により標準報酬月額が変更となった場合、9月から共済組合や互助会の各種掛金額が変更されていますので、給与明細書でご確認ください。なお、定時決定が行われない方もいます。

被扶養者がパート・アルバイトの方へお知らせ【重要】

民間企業等の被用者保険の適用拡大による影響

ご注意!
パート・アルバイトのご家族がいる方は、**令和6年10月1日から被扶養者資格を喪失する場合があります**

民間企業等でのパート・アルバイトの被用者保険の適用拡大(下表参照)により、被扶養者であった方が、令和6年10月1日から勤務先の健康保険・厚生年金が適用される場合があります。
その場合、共済組合の被扶養者資格を喪失することとなりますのでご注意ください。
また、共済組合の被扶養者の資格を喪失した後に、被扶養者証で医療機関等を受診した場合、共済組合が負担した費用を返還していただくことになります。
資格喪失となる場合は、お早めに共済組合へ届け出てください。

共済組合
組合員(公務員) 被扶養者(パート)

適用範囲に該当

パート先の健康保険等
被保険者になる

共済組合の被扶養者証が使えなくなります!

民間企業等の被用者保険の適用範囲

	要件	現在	令和4年 10月1日から	令和6年 10月1日から
事業所	規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間 労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上雇用見込み	継続して2か月超の雇用見込み	継続して2か月超の雇用見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

パート・アルバイトをしている被扶養者の会社等で、令和6年10月1日から保険制度に加入する場合があります。(上表参照)

令和6年10月1日から勤務先の保険制度へ加入するかどうか、被扶養者の方に必ずご確認ください。加入する場合、至急事務職員へお申し出ください。

(医療費の返納などが発生する場合があります。)

年末調整について

年末調整とは？

1 年間の給与総額が確定する年末に月々の給与から源泉徴収してきた税額を、正当な年税額に一致させるための手続きをいいます。
控除対象扶養親族の所得変化など現況に変化がある場合は速やかに事務職員までお知らせください。

①控対配…（教職員に関わりそうな部分のみ掲載。詳細は国税庁HP等を参照のこと）

控除対象配偶者…職員の所得が 1,000 万円以下で、本年中の収入（給与収入の場合）金額が 103 万円以下の配偶者

※公的年金だけの場合 158 万円以下（65 歳未満は 108 万円以下）

源泉控除対象配偶者…職員本人の所得が 900 万円以下で、本年中の収入（給与収入の場合）金額が 150 万円以下の配偶者

②扶養親族…生計を一にする親族 16 歳以上）で、本年中の収入（パート等給与の場合）金額が 103 万円以下の人をいいます。

※公的年金だけの場合 158 万円以下（65 歳未満は 108 万円以下）

※平成 14 年 1 月 2 日生～平成 18 年 1 月 1 日生の人（特定扶養親族）

③同居老親等…同居している扶養親族で 70 歳以上の人をいいます。

④配偶者特別控除…生計を一にする配偶者で本年中の給与等の収入金額が 103 万円を超え 201 万 6 千円未満の場合で、あなたの所得が 1,000 万円以下の場合に申告できます。

⑤社会保険料…親族の国民健康保険、国民年金等の保険料で自分が支払ったものは本人の社会保険料として申告できます。共済組合任意継続掛金も控除対象です。

⑥生命保険料…一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険で控除限度額は 12 万円です。平成 23 年 12 月 31 日までに契約したものと平成 24 年 1 月 1 日以降の契約では控除限度額が異なります。

⑦地震保険料…地震保険の他に平成 18 年 12 月 31 日までに契約した長期損害保険（保険期間 10 年以上満期返戻金有りのもの）でも払い込んだ保険料によって控除されます。控除額は最高 5 万円です。

⑧住宅取得等特別控除…平成 27 年以降で住宅ローン等を利用して居住用家屋を新築や購入または増改築等をした場合、一定の要件を満たせば控除を受けることができます。

令和 6 年中に取得した場合は、最寄りの税務署で確定申告をしてください。これは、特定増改築等をした場合にも該当となります。

⑨小規模企業共済等掛金…本人の iDeco（個人型確定拠出年金）の保険料で自分が支払ったものは小規模企業共済等掛金として申告できます。

※提出期限の厳守にご協力をお願いします。

「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

国税庁ホームページには、「年末調整がよくわかるページ」を掲載しています。

このページには、本年の**定額減税**を含めた年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書など各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

なお、動画による説明は、YouTube にも掲載していますので、ご活用ください。

※ 令和 6 年分の各種情報については、令和 6 年 10 月頃に掲載いたします。

年末調整がよくわかる



(よくわかるページ)



(YouTube)

年末調整でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



年末調整に関する相談は、国税庁ホームページからチャットボットの「税務職員ふたば」をお気軽にご利用ください。

年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関することなどについて、AI が自動で回答します。

税務職員ふたば ※ 公開期間は令和 6 年 10 月頃から令和 7 年 1 月下旬までの予定です。

国税庁 ふたば



(チャットボット)

適正な年末調整のためには先生方の正しい申告が必要です。

不明点は国税庁 HP や事務までお問い合わせください。